

令和6年4月 日

柿町建設発生土処理場の使用に係る処理手数料について（通知）

令和6年度の柿町建設発生土処理場の使用に係る処理手数料については、長岡市建設発生土の処理等に係る条例により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 処理手数料単価

1 m<sup>3</sup>当たり 1, 5 8 4 円

2 処理手数料

条例に定める以下の処理手数料に基づき、市から納入通知書を発行します。搬入業者には、速やかに納付するよう周知してください。

- (1) 2 t 車 … 1, 7 5 8 円 (1.11m<sup>3</sup>×1,584円/m<sup>3</sup>、円未満切捨て)
- (2) 4 t 車 … 3, 5 1 6 円 (2.22m<sup>3</sup>×1,584円/m<sup>3</sup>、円未満切捨て)
- (3) 10 t 車 … 8, 8 0 7 円 (5.56m<sup>3</sup>×1,584円/m<sup>3</sup>、円未満切捨て)

(担当：土木部土木政策調整課調整係 TEL39-2307)